

各種施策の推進

生活衛生関係営業関連の税制

生活衛生関係業者等の基盤強化税制

- ◆ 理美容業、クリーニング業、飲食店業者等の取得する機械・装置及び器具・備品について、特別償却(30%)又は税額控除(7%)を講じている措置の延長。

➡ 設備投資を積極的に進めることができる。

共同利用施設の特別償却

- ◆ 生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく共同利用施設について、特別償却(8%)を講じている措置の延長。

・共同冷凍庫 ・共同保管庫 ・研修施設 等

➡ 事業の共同化、協業化により生産性の向上が図られる。

- 財政基盤の強化・安定
- 営業施設の衛生水準の向上
- 経営の改善、成長力の促進

その他の生活衛生関係同業組合等への支援

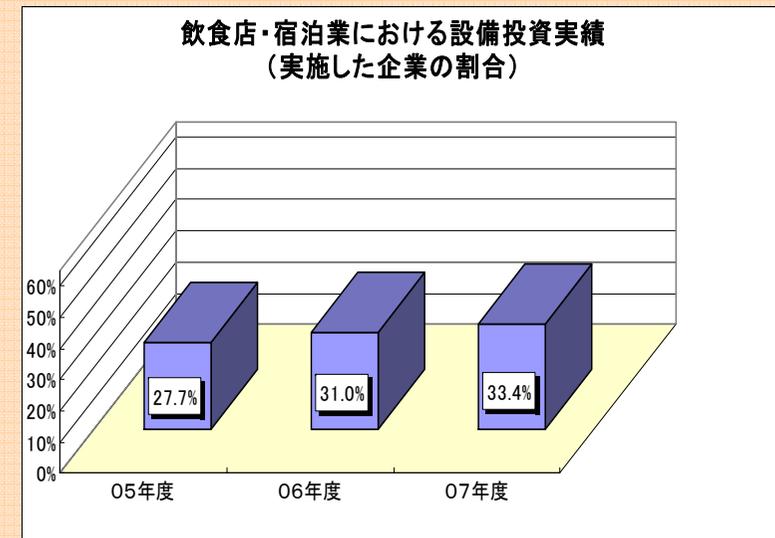
- ◆ 組合等の各事業年度における留保所得について、32%まで損金算入する特例措置の延長

➡ 内部留保の充実を通じて、組合事業の健全性が確保される。

- ◆ 組合等の貸倒引当金の繰入限度額を16%割増して損金算入する特例措置の延長

➡ 売掛金等の貸倒リスクに対応し、組合の事業活動を推進する。

飲食店等における設備投資実施割合は3割超、上昇傾向がみられる



2007小企業の設備投資動向調査(国民生活金融公庫)